

2017.09.01

PLレポート(製品安全) <2017 No.6>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○国民生活センター、宅配ボックスに子どもが閉じ込められる事故について注意喚起

(2017 年 7 月 4 日 国民生活センター)

国民生活センターは、7 月 4 日、集合住宅等の宅配ボックスに子どもが閉じ込められる事故が相次いで発生しているとして、注意喚起を行いました。

この注意喚起は東京消防庁の公表資料をもとにされていますが、同庁によると、平成 28 年 6 月、7 歳の子どもが友人とかくれんぼをしていて、マンションのエントランスに設置された宅配ボックス内に閉じ込められる事故が発生したとのことです。また、平成 24 年以降に同庁管内で、同様の事故が 3 件発生しているとしています。閉じ込められたのは、3 歳から 8 歳の子どもでした。

宅配ボックスは、特に集合住宅の場合、人目に付きにくい場所に設置されている場合があるため、閉じ込められた場合、長時間見つからずに放置されるおそれがあります。特に、気温が上昇する夏場に閉じ込められた場合、熱中症等の重大事故に発展することが指摘されています。

宅配便の再配達問題等を契機に宅配ボックスの設置は増加していますが、上記の事故事例からは、宅配ボックスの安全性が十分に検討されていない状況が推察されます。宅配ボックス製造事業者においては、リスクアセスメントを十分に行い、本質安全設計、防護対策、情報提供の 3 ステップメソッドの原則に従って、リスクを低減していくことが求められます。既存の宅配ボックスの中には、内部で人の動きを察知してロックを自動的に解除する機能を設けるなど、子どもが中に閉じ込められることを想定して対策を講じているものもあり参考になるでしょう。

また、当該事故の未然防止に向けては、マンション等の宅配ボックスを設置する側も、安全性に配慮した製品を選択することはもちろんのこと、既設の宅配ボックスについてもリスク評価を実施することが求められます。その上で、子どもが宅配ボックスの近くで遊ばないような環境作りや注意喚起などの対策が必要となるでしょう。

出所：

国民生活センターによるリリース

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support117.html

○東京都が「フードジャー」の使用に関し注意喚起

(2017 年 7 月 26 日 東京都)

東京都は 7 月 26 日、フードコンテナ、フードポット、スープジャーなどの携帯可能な食品用の保温容器であるフードジャーの安全性について、商品テストを実施し、その結果を公表しました。

全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) に寄せられた当該製品の相談件数は、平成 25 年～平成 28 年の 4 年間で 37 件あり、そのうち危害・危険に関する相談は 14 件でした。相談件数は平成 25 年以降増加しており、「スープボトルで、閉めてあった蓋が勝手に飛んで顔に当たった。」「フードジャーの中のパスタを 2 日間放置後開閉不可能に。お湯で周りを温めた

ところ、爆発した。」など、食品を入れ、蓋を閉めた後に蓋が飛び、内容物が飛散する事故事例が多くなっています。

東京都ではこのような情報をもとに、インターネットで無作為に4検体（内蓋に圧抜き弁がある製品、ない製品の各2検体）を購入し、フードジャー内に食品を長時間放置した場合の安全性について放置テスト（*1）と加温テスト（*2）を行うとともに、注意表記等に関する確認を行いました。

放置テストの結果では1検体、加温テストの結果では3検体において事故の再現性が認められました。また、表示に関しては2検体に腐敗や内圧に関する記載があり、蓋が開きづらい場合の対応についてもイラスト付きの記載がありました。一方、外部からの加温に関する注意表記はいずれもありませんでした。

以上の結果から、東京都は、事業者に対して、「長時間の飲食物保存禁止」、「蓋が開きづらい場合の対応方法」「外部加温の禁止」を取扱説明書に表示するよう要望しています。

取扱説明書の記載によって、内圧上昇事象による事故の抑制効果は一定期待ができますが、事故防止の観点からは不十分と考えます。事業者は、「蓋が飛んで顔に当たった」などの内圧上昇に関する相談が増加している実態を検証し、たとえば、内圧が一定以上に上昇した際に、自動的に圧力を開放する機構を設けるなどの対策を製品に反映させていく本質安全設計を指向していくことが肝要となります。

*1：放置テスト

4種類の検体に、それぞれコーンスープ150mlとイースト菌0.1gを入れ、蓋を閉め、室温を想定した20℃程度の環境に放置し容器に与える影響を調べた。放置時間は、30時間、68時間、240時間の3種類。

*2：加温テスト

30時間放置テスト、68時間放置テストにおいて、蓋が外れなかった検体に対して、容器を逆さにし、蓋を熱湯で1時間加温するテストを行い、容器に与える影響を調べた。

出所：

東京都『商品テスト結果「フードジャーの安全性」フードジャーを安全に使おう！誤った使い方で蓋が飛ぶことも・・・』

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/07/26/12.html>

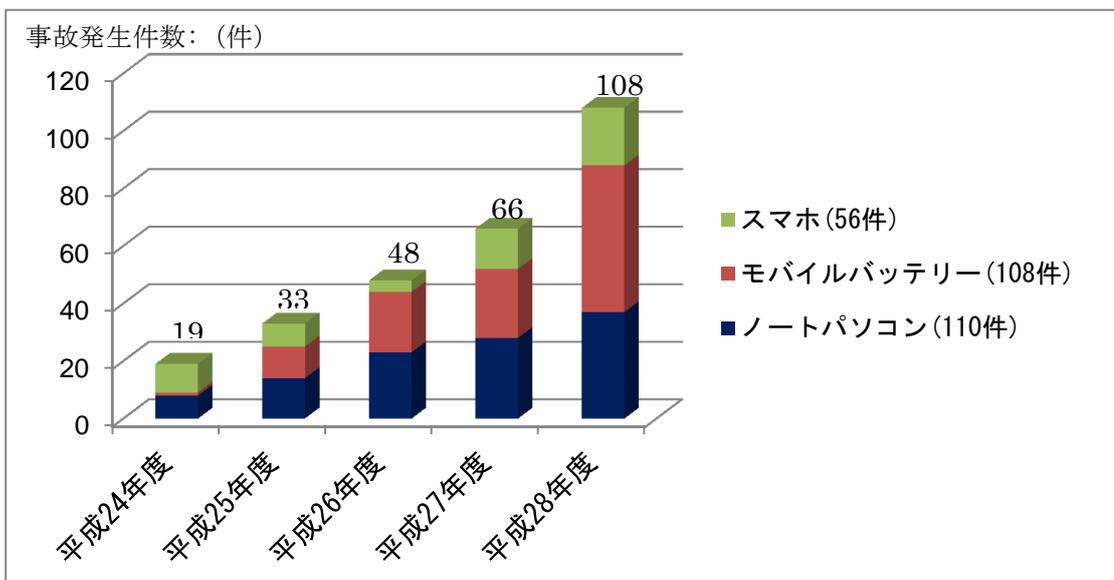
○ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故の急増を受けNITEが注意喚起

（2017年7月27日 製品評価技術基盤機構）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、7月27日、ノートパソコン、モバイルバッテリー及びスマートフォン（以下「スマホ」という）に代表される製品に搭載されたりチウムイオンバッテリーに起因する火災等の使用者や周辺に被害が及んだ事故が急増していることを受けて、注意喚起を行いました。

NITEによると、平成24年度から平成28年度までの5年間でリチウムイオンバッテリー搭載の上記製品による事故が274件発生しています（図表1）。

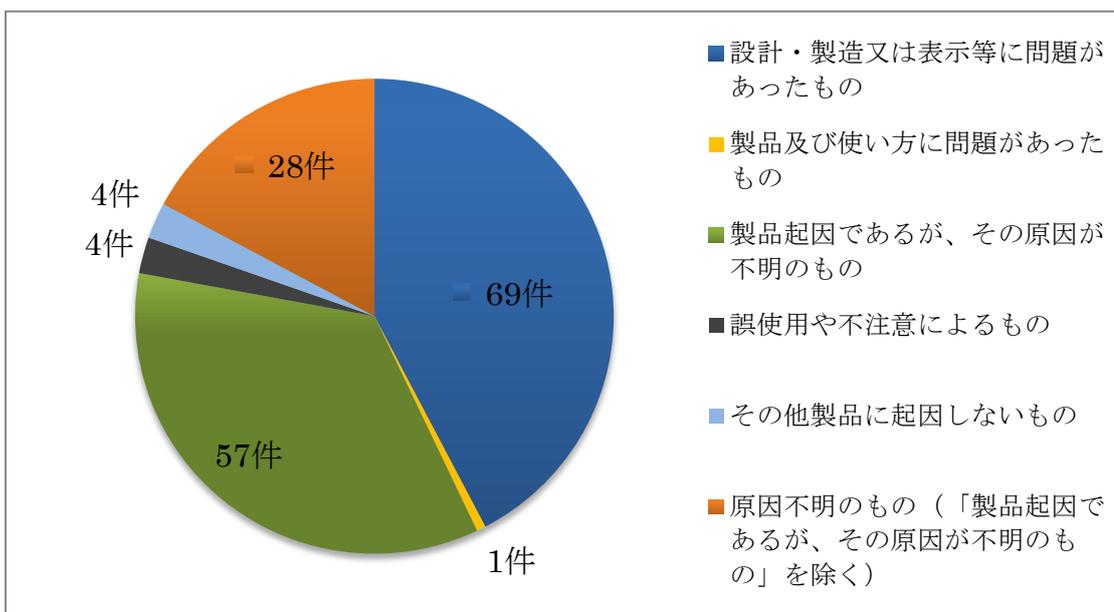
図表1 ノートパソコン、モバイルバッテリー及びスマホの事故発生件数



出典：NITE「急増!ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故～リコール製品や誤った使い方にご注意しましょう～」(2017年7月27日)をもとに弊社にて作成

また、上記274件の事故のうち、原因が判明した163件の事故の原因区別分析では「設計・製造又は表示等に問題があったもの」が69件、「製品及び使い方に問題があったもの」が1件、「製品起因であるが、その原因が不明のもの」57件、合計127件が「製品に起因する事故」となっています。(図表2)

図表2：事故原因区別、事故発生件数



出典：NITE「急増!ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故～リコール製品や誤った使い方にご注意しましょう～」(2017年7月27日)をもとに弊社にて作成

上記結果を踏まえると、リチウムイオンバッテリー製品そのものを起因とする事故が 78% を占めていることとなります。また、リチウムイオンバッテリーの搭載製品は持ち運ぶ機会も多 だけに、学校や病院など不特定多数の人が集まる場所や、公共交通機関の中での事故が発生 し、状況によっては被害が拡大するおそれがあることにも留意が必要となります。今回の注意 喚起においても、対象となった事故 274 件のうち、使用者や周辺に被害が及んだ事故が 227 件 (重傷、軽傷及び拡大被害の合計) に上っていることが示されています。被害拡大防止に向け て、電池が発火しても電池を金属で覆うエンクロージャー対策など、最終完成品における保護 方策を検討しておくことが重要となります。

出所：

NITE「急増!ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故〜リコール製品や誤った使 い方に注意しましょう〜」

<http://www.nite.go.jp/data/000086042.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○欧州委員会がネット通販に関わる市場監視のガイドラインを公表

(2017年7月28日 欧州委員会)

欧州委員会は、EU 域内でのインターネット通販（以下、「ネット通販」）で販売される消費生 活用製品について、EU 各国において統一的な市場監視活動を法制化するためのガイドライン (COMMISSION NOTICE on the market surveillance of products sold online (*1)、以下「本ガイドラ イン」) を、7月28日、公表しました(*2)。

欧州委員会の調査 (the 2017 edition of the Consumer Conditions Scoreboard (*3)) によれば、EU 域内においてネット通販を利用して商品を購入する消費者の割合が、2017 年には全消費者の 55% に達するとしており、その割合は過去 10 年で倍増しています。

同委員会は、ネット通販が消費者に対して、より安価で多様な商品購入の選択肢を与えた一 方で、EU 各国により策定された製品安全規制に適合していない商品が、既存の市場監視体制で 検知されないまま消費者の手に渡ることを懸念し、本ガイドラインが策定されました。

本ガイドラインの概要は次のとおりです。

1. ネット通販に対する市場監視実施における課題

本ガイドラインの冒頭には、既存の市場監視（消費者が店頭で対面販売により商品を購入 することを前提としている）がネット通販では有効に機能しない懸念事項として、次の 6 項目を挙げています。

- (1) ウェブサイト上に展示されている商品の履歴の確認、および出品事業者の実態の把握が困難であること
- (2) EU 域外に拠点を置いて域内の消費者に商品を販売する事業者が増加しており、十分な監視ができないこと
- (3) ウェブサイト上に展示されている商品を購入しない限り、現品を手にとって見ることができず、リスクアセスメントや安全性試験実施の障害となっていること
- (4) いくつかの加盟国では調査等のために匿名を使って商品を購入すること (mystery shopping) が法律で禁止されているため、購入者の身元 (調査当局) を明らかにせざるを得ないネット通販では、市場監視のためのサンプルを購入することが困難であること
- (5) 一般製品安全指令 (Directive 2001/95/EC General Product Safety Directive (*4))

- および、製品安全のための認証および市場監視に関する規定（Regulation EC No 765/2008 of the European Parliament and of the Council setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products (*5)）の、ネット通販における適用範囲が不明確であること
- (6) 消費者も事業者も、ネット通販で商品を売買する際にそれらが安全で法的に適合しているか否かについて注意を払わないこと

2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの本文は、以下の3部構成で、上記課題への対応例等について整理されています。

- ・ Part A ネット通販により販売される商品に関する法的枠組み
- ・ Part B ネット通販により販売される商品に対する市場監視の実例
- ・ Part C ネット通販における商品の安全確保の重要性について市場への働きかけ

詳細については割愛しますが、Part Aにおいては従来の商品のサプライチェーンに関わる事業者（原文では manufacturer、importer、distributor、producer）に加えて、ネット通販により新たに生まれた Fulfillment service provider（以下「フルフィルメント」）という事業形態についてその役割と責任について次章のように述べています。

3. フルフィルメントの役割と責任

3-1. フルフィルメントの役割と問題点

フルフィルメントとは、実際の販売事業者（原文では economic operator、製造事業者や輸入事業者等）に代わって商品の在庫、顧客からの受注、商品の梱包・配送、代金回収、返品処理等の業務を行う事業者をいいます。

実際の商品の製造・販売事業者が EU 域外にあり、当該事業者と EU 域内の消費者がネット通販で商品の売買契約を結んだ場合には（当該事業者は EU 域内に販売代理店や輸入事業者を持っていないため）、当該商品の安全確保や責任を負うべき主体が特定できず、フルフィルメントが唯一の EU 域内に存在するサプライチェーンとなります。

3-2. フルフィルメントの責任の特定

本ガイドラインでは、各加盟国の市場監視担当部門は、対象となるフルフィルメントの実態を調査し、その業務が“一般製品安全指令”と“製品安全のための認証および市場監視に関する規定”において以下のどの範疇に含まれるかを確認して、その責任を明確にする必要があるとしています。

(1) Manufacturers（製造事業者）：

フルフィルメントが、取扱商品に自社を製造事業者と表示している場合、あるいは取扱商品を再生（recondition）して顧客に提供している場合、“一般製品安全指令”と“製品安全のための認証および市場監視に関する規定”が適用される。

(2) Authorized representatives（正規販売代理店）：

EU 域外の製造・販売事業者が、域内のフルフィルメントに対して、域内においてある特定の活動を代行することを認める書面による契約を締結している場合、“一般製品安全指令”と“製品安全のための認証および市場監視に関する規定”が適用される。

(3) Importer（輸入事業者）：

“製品安全のための認証および市場監視に関する規定”では、フルフィルメントは自社在庫の商品を自社で消費者に直接販売しているわけではないため、フルフィルメントを輸入事業者とすることはできない。一方、“一般製品安全指令”においては、フルフィルメントが EU 域外からの商品を在庫、ラベル等の貼付、梱包等を行い、それらを域内で流通させていけば輸入事業者と判断される。

(4) Distributor（卸売業者）：

“製品安全のための認証および市場監視に関する規定”においては、フルフィルメントが製造事業者、正規販売代理店、輸入事業者のどれにも当てはまらず、かつ、荷物配送

事業者（通関、仕分け、運送・配達を行う）の業務を超える活動をしている場合には卸売業者と判断される。“一般製品安全指令”では卸売業者を「サプライチェーンの中で商品の安全に影響を及ぼさない専門業務」と定義しているため、対象となるフルフィルメントの事業範囲によって判断は異なる。いずれにしてもフルフィルメントが卸売業者と判断された場合には、次の事項が求められる。

- ①商品が安全に市場に流通するように出来る範囲で努力すること
- ②商品が市場に流通する前に、以下を確認すること
 - ・ CE マークあるいはその他の法規制への適合
 - ・ 取扱説明書等、消費者の安全を確保するための情報の有無
 - ・ ラベルや取扱説明書に市場の公用語の使用
- ③以下について、関係当局に協力すること
 - ・ 是正措置が行われる場合の積極的な関与
 - ・ 監視活動時の商品の製造事業者あるいは輸入事業者の特定
 - ・ 要求に応じて商品の法的適合性を示す書類等の提出
 - ・ 商品の流通経路の特定

インターネットと物流システムの飛躍的な発展により、商品の取引がグローバル化する現代では、上記に述べたような EU 各国が抱える商品の安全性と遵法性の確保にかかわる課題は、わが国にもそのまま当てはまる重要な問題といえるでしょう。

最近では国土交通省が、国の定めた安全基準を満たしていないチャイルドシートがネット通販で販売されているとして、大手サイトに商品の掲載ページを削除することを求めるとともに、それら製品の試験結果を公表し、消費者に対して注意喚起を行った事例がありました。

本ガイドラインでも述べているように、消費者が時間を選ばずに PC やスマホの画面の簡単な操作により商品が自宅まで届けられるネット通販の利便性は、対面販売では現品を手にとることにより無意識に行っていた安全性や遵法性の確認という機会を奪うとともに、フルフィルメントという新しい事業形態を生み出して、販売する商品に責任を持つべき本来の事業者を見えにくくする状況をもたらしました。

ネット通販事業者においては、本ガイドラインでも指摘されているように、今後、製品安全実現に向けた社会における役割はより大きなものになっていくことが想定されます。自社の製品安全管理態勢に及ぼす影響を検討し、必要な対応を進めることが望まれます。

*1 および*2 については、以下の URL を参照ください。

http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=126363

*3 については、以下の URL を参照ください。

http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=126110

*4 については、以下の URL を参照ください。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:011:0004:0017:en:PDF>

*5 については、以下の URL を参照ください。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:218:0030:0047:en:PDF>

以上

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

INSRAM

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2017